

都市型軽費老人ホーム優貴苑

【重要事項説明書】

1. 施設経営法人

事業者名称	社会福祉法人 東京優貴会
法人所在地	東京都江戸川区江戸川五丁目4番2
代表者名	理事長 森山 貴
電話番号	03-5667-1211

2. ご利用施設

施設名称	都市型軽費老人ホーム 優貴苑
施設所在地	東京都江戸川区江戸川五丁目4番2
運営方針	軽費老人ホームは、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭に置き、そのほかの場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性を尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾患・災害等の緊急時の対応・居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期する。
施設長	高井 豊
電話番号	03-5667-1211
FAX	03-5667-1215
開設年月日	平成 25 年 11 月 1 日

3. 施設概要

建物	構造	鉄筋コンクリート 地下1階 地上6階
	延べ床面積	352.26 m ²
利用者定員	10 名	
居室	種類	個室
	室数	10 室
	居室面積	10.18 m ²
共用部	食堂・トイレ・浴室・洗濯室等	

※居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出が合った場合は、居室の空状況により施設がその可否を決定します。また入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員配置

当施設では、入居者に対してサービスを提供するための体制として、下記の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員配置 *職員配置については、指定基準を遵守しています

施設長	1 名 (特別養護老人ホーム施設長兼務)
生活相談員	1 名
介護職員	常勤換算法で 1 名以上

(2) 配置職員の職種

施設長	サービス実施について総合的な指揮、監督を行い施設の業務の統括を行います
生活相談員	入居者の日常生活上に必要な生活指導・相談・支援等を行います
介護職員	入居者の日常生活上のサポートを行います。また健康保持のための相談・助言を行います

5. 職員勤務体制

職種	勤務体制
施設長	日勤 9:00～18:00
生活相談員	日勤 9:00～18:00
介護職員	日勤 7:00～16:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 21:00～ 7:00

6. 提供するサービス

相談及び援助	
食事	栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。 原則として、離床して食堂で食事を取っていただきます。 (食事時間) 朝食: 8:00～ 昼食: 12:00～ 夕食: 18:00～
緊急時の対応	入居者から緊急の対応要請があった場合、職員は速やかに適切な対応を行います。 非常通報装置や、全館一斉放送設備を活用し緊急連絡を速やかに行います。
入浴	10:00～12:00 / 13:00～18:00 上記の時間帯に入浴できます。
介護保険サービス等の利用	日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス利用が出来ます。 入居者が適切なサービスを受けることが出来るよう、必要な援助を行います。

保健衛生	入居者の健康保持、疾病予防のため、定期的な健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮します。 入居者に対して、随時保健衛生知識の普及・指導を行います。
利用者の活動への協力	施設での生活が健康で明るいものとなるように必要に応じ、入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事を行う場合は必要に応じ協力します。

7. 料金表

(1) 利用料金については契約書（別紙）をご覧ください。

(2) 利用料金のお支払い方法

当施設での料金・費用は1ヵ月ごとに計算し、毎月15日に請求書をお渡しします。請求書の郵送を希望される場合は切手代を別途徴収にて承ります。

※1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

8. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記の協力医療機関において訪問診療を受けることが可能です。但し、下記の医療機関での優先的な診療を保障するものではありません。また、下記の医療機関での診療を義務付けているものでもありません。

協力医療機関

医療機関名	診療科
森山記念病院	脳神経外科、外科、内科、腎臓内科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科、消化器外科、消化器内科、循環器内科、内視鏡外科、麻酔科、血管外科
森山リハビリテーション病院	脳神経外科、外科、内科、腎臓内科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科
スギタ歯科 篠崎診療室	歯科
竹内歯科診療所	歯科

9. 入院期間中の対応

入居者に入院の必要が生じ、医師の診断により明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、また入院後3ヶ月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は利用者又は家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な対応を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように対応します。

10. 施設設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
故意に又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設及び設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担にて原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

11. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

苦情窓口	社会福祉法人 東京優貴会
電話	03—5667—1211
担当者	生活相談員

12. サービス提供における事業者の義務

- (1) 入居者の生命、身体、安全確保に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上入居者から聴取、確認します。
- (3) 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入居者又は保証人の請求に応じて開示します。
- (4) 入居者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

13. 損害賠償

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

14. サービス利用を中止する場合

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ます。

- ①入居者が死亡した場合
- ②居宅介護サービスを利用してもなお常時介護を必要とし、軽費老人ホームでの生活が著しく困難になった場合又は日常的に医療行為を要する場合
- ③入院後入院期間が3ヶ月を超える、又は超えると判断される場合
- ④事業者が破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な損害により、入居者に対するサービス提供が不能になった場合
- ⑥入居者から解約又は契約解除の申し出が合った場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

1 5. 解約・契約解除の申し出

(1) 入居者からの申し出

契約の有効期間であっても、30 日以上予告期間を持って事業者に入居届を提出することにより解約することが出来ます。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することが出来ます。

- ① サービス料金の変更に同意できない場合
- ② 事業者若しくはサービス事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③ 事業者若しくはサービス事業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ④ 事業者若しくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 不正または偽りの手段によって利用承認を受けた時
- ② 正当な理由なく利用料を滞納したとき、または支払うことができなくなったとき
- ③ 居宅介護サービス提供を利用してもなお常時介護を必要とし、軽費老人ホームでの生活が著しく困難となったとき等や特別養護老人ホーム入所対象の程度の心身の状況になったとき
- ④ 身体または精神的疾患などのため、施設での生活が著しく困難になったとき
- ⑤ 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備などの造作・模様替えを行い、かつ原状回復をしないとき
- ⑥ 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき
- ⑦ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけるなど、軽費老人ホームの生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき

1 6. 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

年 月 日

当事業利用開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】 住 所 : 〒134-0013 東京都江戸川区江戸川五丁目 4 番 2
名 称 : 社会福祉法人 東京優貴会
代表者 : 理事長 森山 貴

【事業所】 住 所 : 〒134-0013 東京都江戸川区江戸川五丁目 4 番 2
名 称 : 社会福祉法人 東京優貴会
都市型軽費老人ホーム優貴苑
説明者 : _____

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け都市型軽費老人ホーム優貴苑の入居利用開始に同意しました。

【契約者】 住 所 : _____
氏 名 : _____

【保証人】 住 所 : _____
氏 名 : _____ (続柄)

【保証人】 住 所 : _____
氏 名 : _____ (続柄)